

月報私学

2

2022
VOL.290



有為な人材育成を建学の精神として1974年に開校した昭和薬科大学附属高等学校は、後に中学校を併設し、現在では県内屈指の進学校としての地位を確立しています。今般、「新たな関係性や交流、感動を生み出す場とする」をコンセプトに建設を進めてきた新体育館（写真上段右、下段左右）の完成により、先に改築した新校舎（写真上段左）と併せてここに「知・徳・体」の融合する最適な学習環境が整いました。

写真提供 学校法人昭和薬科大学 昭和薬科大学附属高等学校・中学校（沖縄県浦添市）

CONTENTS

● 令和2年度決算集計からみた大学・短期大学の財務状況	2
● 令和3(2021)年度 私立高等学校入学志願動向	4
● 経営実務Q&A	6
● 年金制度改正	7
● 在職中の年金の支給停止／被扶養者の特定健康診査の受診勧奨	8
● 加入者資格と掛金等にかかる改正／地銀・第二地銀の手数料有料化／ 令和4年2月発行「私学共済事務担当者へのお知らせ」の発送／ 令和4年度第1回 私学共済事務担当者連絡会の開催中止	9
● 資格取得・資格喪失報告書の事前受付	10
● 私学共済制度の加入者資格 Q&A／学校の設置・変更等をしたときの手続き	11
● 任意継続加入者制度のご案内	12
● 貸付金の償還	13
● INFORMATION	14
● 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内	16

令和2年度決算集計からみた 大学・短期大学の財務状況

私学経営情報センター 私学情報室

私学事業団では、「令和3年度学校法人基礎調査」を基に2年度決算データを集計した『令和3年度版 今日私学財政（大学・短期大学編）』CD・ROMを作成し、調査にご協力いただいた各学校法人に送付しました。「学校法人基礎調査」にご協力いただいた学校法人の皆様には、厚く御礼申し上げます。

法人種別の事業活動収支差額比率（表1）

事業活動収支差額比率とは、事業活動収入から事業活動支出を差し引いた基本金組入前当年度収支差額の、事業活動収入に対する割合です。同比率のプラス幅が大きくなるほど自己資本の充実につながるため、経営の健全化のためには同比率がプラスの状態を継続していくことが重要です。反対に、同比率がマイナスに転じた場合は、当該年度の事業活動収入で事業活動支出を賄うことができず、自己資本を取り崩すこととなります。その要因が臨時的な場合は別として、そのような状況が長期間

表1 事業活動収支差額比率及び同比率がマイナスの法人の割合（法人種別）

年度	集計法人数	事業活動収入計(A)【百万円】	事業活動支出計(B)【百万円】	基本金組入前当年度収支差額(C=A-B)【百万円】	事業活動収支差額比率(C/A)【%】	事業活動収支差額比率がマイナス(0%未満)			
						(うち△20%未満)			
						法人数	割合【%】	法人数	割合【%】
平成28	548	6,385,813	6,087,439	298,375	4.7	216	39.4	34	6.2
29	551	6,499,420	6,201,812	297,608	4.6	217	39.4	37	6.7
30	549	6,574,729	6,313,779	260,950	4.0	206	37.5	44	8.0
令和元	555	6,708,252	6,452,083	256,169	3.8	236	42.5	41	7.4
2	560	6,913,576	6,531,082	382,493	5.5	194	34.6	28	5.0

(注1) 大学法人…大学を設置している学校法人とする。
(注2) 表示された数値以下の端数は個々に切り捨て、又は四捨五入してあるので、合計欄の数値と一致しないことがある。

短期大学法人

年度	集計法人数	事業活動収入計(A)【百万円】	事業活動支出計(B)【百万円】	基本金組入前当年度収支差額(C=A-B)【百万円】	事業活動収支差額比率(C/A)【%】	事業活動収支差額比率がマイナス(0%未満)			
						(うち△20%未満)			
						法人数	割合【%】	法人数	割合【%】
平成28	109	178,394	165,962	12,433	7.0	38	34.9	5	4.6
29	105	160,773	159,501	1,272	0.8	52	49.5	12	11.4
30	104	154,440	156,401	△1,961	△1.3	61	58.7	14	13.5
令和元	100	144,985	149,555	△4,570	△3.2	64	64.0	12	12.0
2	97	143,630	144,401	△771	△0.5	52	53.6	15	15.5

(注1) 短期大学法人…大学法人以外で短期大学又は高等専門学校を設置している学校法人とする。
(注2) 表示された数値以下の端数は個々に切り捨て、又は四捨五入してあるので、合計欄の数値と一致しないことがある。

続くと経営にも影響を及ぼし、資金繰りに支障を来す可能性もあります。

大学法人

大学法人全体の事業活動収支差額比率は、令和元年度の3.8%から5.5%へ上昇しています。これは、学生生徒等納付金と経常費等補助金の増額幅に対して、経費の増額幅が抑えられたことが要因と考えられます。

次に同比率がマイナスの法人数は560法人のうち194法人で、その割合は34.6%となり、元年度の42.5%から下降しています。

なお、同比率がマイナス20%未満の法人数は、28法人で、元年度の41法人から減少しています。

短期大学法人

短期大学法人全体の事業活動収支差額比率は、令和元年度のマイナス3.2%からマイナス0.5%へ上昇しています。

次に同比率がマイナスの法人数は97法人のうち52法人で、その割合は53.6%

となり、元年度の64.0%から下降しています。なお、同比率がマイナス20%未満の法人数は、15法人で、元年度の12法人

表2 事業活動収支差額比率及び同比率がマイナスの学校の割合（学校種別）

年度	集計学校数	事業活動収入計(A)【百万円】	事業活動支出計(B)【百万円】	基本金組入前当年度収支差額(C=A-B)【百万円】	事業活動収支差額比率(C/A)【%】	事業活動収支差額比率がマイナス(0%未満)			
						(うち△20%未満)			
						学校数	割合【%】	学校数	割合【%】
平成28	590	3,365,428	3,254,390	111,038	3.3	232	39.3	84	14.2
29	595	3,431,377	3,307,295	124,083	3.6	234	39.3	90	15.1
30	592	3,467,442	3,344,844	122,598	3.5	215	36.3	80	13.5
令和元	599	3,498,558	3,379,532	119,026	3.4	222	37.1	84	14.0
2	608	3,600,163	3,458,322	141,841	3.9	191	31.4	70	11.5

(注1) 大学…学校法人会計基準第13条及び第24条の規定による会計単位としての大学部門とする。
(注2) 表示された数値以下の端数は個々に切り捨て、又は四捨五入してあるので、合計欄の数値と一致しないことがある。

短期大学

年度	集計学校数	事業活動収入計(A)【百万円】	事業活動支出計(B)【百万円】	基本金組入前当年度収支差額(C=A-B)【百万円】	事業活動収支差額比率(C/A)【%】	事業活動収支差額比率がマイナス(0%未満)			
						(うち△20%未満)			
						学校数	割合【%】	学校数	割合【%】
平成28	321	183,776	184,242	△466	△0.3	173	53.9	68	21.2
29	317	174,450	180,604	△6,154	△3.5	191	60.3	86	27.1
30	310	167,091	175,289	△8,198	△4.9	196	63.2	86	27.7
令和元	299	149,672	163,424	△13,752	△9.2	205	68.6	104	34.8
2	298	155,151	167,039	△11,888	△7.7	206	69.1	95	31.9

(注1) 短期大学…学校法人会計基準第13条及び第24条の規定による会計単位としての短期大学部門又は高等専門学校部門とする。
(注2) 表示された数値以下の端数は個々に切り捨て、又は四捨五入してあるので、合計欄の数値と一致しないことがある。

から増加しています。

学校種別の事業活動収支差額比率(表2)

大学

大学全体の事業活動収支状況は、事業活動収入・事業活動支出ともに令和元年度から増加し、事業活動収支差額比率は、元年度の3・4%から3・9%へ上昇しています。

次に同比率がマイナスの学校数は、608校のうち191校で、その割合は31・4%となり、元年度の37・1%から下降しています。

また、同比率がマイナス20%未満の学校数も元年度の84校から70校に減少しています。

短期大学

短期大学全体の事業活動収支差額比率は、令和元年度のマイナス9・2%からマイナス7・7%に上昇しています。

次に同比率がマイナスの学校数は、298校のうち206校で、その割合は69・1%となり、元年度の68・6%から上昇しています。

また、同比率がマイナス20%未満の学校数は元年度の104校から95校に減少しています。

運用資産と要積立額(表3)

学校法人の安定的な経営のためには、

施設・設備の拡充・更新や、教職員の退職金の支払い及び奨学基金の運用等の将来的に必要な資金需要(要積立額)に対して十分な運用資産を保有していることが望ましいと考えられます。

しかし、事業活動収支差額がマイナスの状況が続く等の要因で資金的な余裕がなくなると、要積立額に対応する運用資産を十分に保有できなくなる、運用資産の一部を取り崩して支払いに充てることになるなど、本来保有的しておくべき資産に不足が生じてしまいます。

大学法人

大学法人では、運用資産、要積立額ともに増加したものの、要積立額の増加額の方が大きくなった結果、積立不足額も増加しました。なお、積立率は令和元年度の71・9%から72・0%へ上昇しています。

短期大学法人

短期大学法人では、運用資産、要積立額ともに減少し、運用資産の減少額の方が大きくなった結果、積立不足額が増加し、積立率は令和元年度の72・5%から70・8%へ下降しています。

まとめ

事業活動収支差額比率は、学校法人の収支状況を端的に表します。事業活

動収支差額のマイナス分を補うために内部留保の資産を取り崩し続けられれば、施設の建て替えや設備等の更新計画の遅れにつながります。特に大学法人においては、減価償却累計額が年々増加しており、施設・設備等の更新計画を策定するうえでの懸念材料です。

過去から蓄積した運用資産は、厳しい経営環境を乗り越えるための貴重な財源です。施設設備の拡充・更新計画や奨学基金の創設等を盛り込んだ中長期計画を策定すること、その計画に基づいた運用資産の蓄積目標を定めること、資産運用を行う場合は使途目的にかなうた運用計画に従って行うことが重要です。

学校法人においては、教育内容の充実・特色化を図るとともに、安定的な経営基盤を維持して、学校経営を行うことがこれまで以上に求められます。

表3 運用資産と要積立額

大学法人

年度	集計法人数	運用資産(A)【億円】	要積立額(B)【億円】	要積立額内訳【億円】				積立不足額(B-A)【億円】	積立率(A/B)【%】
				減価償却累計額(有形固定資産)	第2号基本金	第3号基本金	退職給与引当金		
平成28	548	99,210	136,584	100,209	7,834	15,626	12,915	37,374	72.6
29	551	101,452	140,117	103,707	7,406	16,005	13,000	38,666	72.4
30	549	105,045	144,537	107,505	7,386	16,547	13,099	39,492	72.7
令和元	555	107,052	148,864	111,309	7,525	16,838	13,192	41,812	71.9
2	560	110,379	153,271	115,346	7,439	17,180	13,306	42,892	72.0

(注1) 大学法人…大学を設置している学校法人とする。

(注2) 運用資産…固定資産のうち有価証券と特定資産、流動資産のうち有価証券と現金預金を足し合わせたものである。

短期大学法人

年度	集計法人数	運用資産(A)【億円】	要積立額(B)【億円】	要積立額内訳【億円】				積立不足額(B-A)【億円】	積立率(A/B)【%】
				減価償却累計額(有形固定資産)	第2号基本金	第3号基本金	退職給与引当金		
平成28	109	3,289	4,293	3,603	239	240	211	1,004	76.6
29	105	3,172	4,257	3,586	236	234	201	1,085	74.5
30	104	3,184	4,281	3,566	230	286	199	1,097	74.4
令和元	100	3,065	4,229	3,531	219	289	190	1,164	72.5
2	97	2,988	4,222	3,517	225	305	175	1,234	70.8

(注1) 短期大学法人…大学法人以外で短期大学又は高等専門学校を設置している学校法人とする。

(注2) 運用資産…固定資産のうち有価証券と特定資産、流動資産のうち有価証券と現金預金を足し合わせたものである。

お問い合わせ先(私学振興事業本部)
私学経営情報センター 私学情報室
Eメール center@shigaku.go.jp
03(32330)7846~7848

令和3(2021)年度 私立高等学校入学志願動向

私立高等学校入学志願動向
私学経営情報センター 私学情報室

私学事業団では、「令和3年度学校法人基礎調査」から、私立高等学校の入学志願動向を集計しました。お忙しい中「学校法人基礎調査」にご協力いただいた学校法人の皆様へ厚く御礼申し上げます。

ここでは、2年度と3年度の志願倍率や入学定員充足率等の状況を比較するとともに、男女校種別の動向、規模別の動向及び最近10年の入学定員充足状況についてまとめました。

なお、通信制課程と生徒募集を停止した高等学校は除いています。

詳しくは、私学事業団ホームページ「助成業務のご案内」▼経営支援・情報提供▼私立高等学校入学志願動向をご覧ください。

●私立高等学校の概況(表1)

3年度の集計学校数は1295校で、前年度より1校減少しました。入学定員は40万7089人で、前年度より1301人減少しました。

また、志願者数が4万943人、受験者数が4万952人、入学者数が3329人減少しました。

この結果、入学定員の減少幅よりも入学者数の減少幅が大きかったため、入学定員充足率は0.55ポイント下降

表1 私立高等学校の概況

区分	2年度	3年度	増減
集計学校数(校)	1,296	1,295	△1
入学定員(人)	408,390	407,089	△1,301 (△0.3%)
志願者数(人)	1,098,031	1,057,088	△40,943 (△3.7%)
受験者数(人)	1,073,670	1,032,718	△40,952 (△3.8%)
合格者数(人)	982,650	953,930	△28,720 (△2.9%)
入学者数(人)	342,087	338,758	△3,329 (△1.0%)
志願倍率(倍)	2.69	2.60	△0.09ポイント
合格率(%)	91.52	92.37	0.85ポイント
歩留率(%)	34.81	35.51	0.70ポイント
入学定員充足率(%)	83.76	83.21	△0.55ポイント

(注) 志願倍率(志願者数÷入学定員)、合格率(合格者数÷受験者数)
歩留率(入学者数÷合格者数)、入学定員充足率(入学者数÷入学定員)

し、83.21%となりました。参考までに、3年度の15歳人口(中学校・義務教育学校卒業者と中等教育学校前期課程修了者の合計(学校基本調査―令和3年度(確定値)・文部科学省より)は、前年度と比べると約3万4000人減少し、約106万人となりました。

●男女校種別の動向(表2)

3年度において志願倍率が最も高いのは共学校で、以下男子校、女子校となっています。合格率は女子校、共学

表2 男女校種別の動向

男女校種	年度	集計学校数	入学定員 A	志願者数 B	受験者数 C	合格者数 D	入学者数 E	志願倍率 B/A	合格率 D/C	歩留率 E/D	入学定員充足率 E/A
男子校	24	107	36,255	71,106	68,315	57,656	29,173	1.96	84.40	50.60	80.47
	25	106	36,127	68,180	66,214	56,372	29,261	1.89	85.14	51.91	80.99
	26	100	33,871	64,159	62,490	53,075	28,471	1.89	84.93	53.64	84.06
	27	94	31,894	58,595	56,998	48,222	26,291	1.84	84.60	54.52	82.43
	28	92	30,704	56,920	55,491	46,832	26,006	1.85	84.40	55.53	84.70
	29	88	29,502	54,084	52,741	45,005	25,171	1.83	85.33	55.93	85.32
	30	87	28,997	51,512	50,155	41,992	23,606	1.78	83.72	56.22	81.41
	元	88	29,213	51,731	50,276	42,573	24,337	1.77	84.68	57.17	83.31
	2	85	27,778	48,518	46,654	39,751	22,804	1.75	85.20	57.37	82.09
	3	83	26,678	45,127	43,850	37,221	22,154	1.69	84.88	59.52	83.04
女子校	24	279	76,039	104,663	103,312	97,623	52,083	1.38	94.49	53.35	68.50
	25	274	74,227	100,260	99,138	93,876	50,235	1.35	94.69	53.51	67.68
	26	273	73,536	101,783	100,254	93,897	50,178	1.38	93.66	53.44	68.24
	27	270	72,662	95,395	93,807	90,147	47,803	1.31	96.10	53.03	65.79
	28	267	71,361	94,381	92,798	89,486	46,848	1.32	96.43	52.35	65.65
	29	262	70,080	90,910	87,565	84,251	45,459	1.30	96.22	53.96	64.87
	30	260	68,299	84,390	83,178	80,316	43,458	1.24	96.56	54.11	63.63
	元	255	65,999	80,231	78,998	76,050	42,484	1.22	96.27	55.86	64.37
	2	251	64,524	77,178	74,509	71,456	41,118	1.20	95.90	57.54	63.73
	3	247	63,210	73,481	70,699	68,190	40,324	1.16	96.45	59.13	63.79
共学校	24	888	296,695	974,562	953,823	878,863	262,110	3.28	92.14	29.82	88.34
	25	899	299,256	989,596	970,681	894,949	265,230	3.31	92.20	29.64	88.63
	26	911	303,097	1,005,080	986,500	905,509	269,814	3.32	91.79	29.80	89.02
	27	921	305,505	1,005,465	986,166	906,241	271,232	3.29	91.90	29.93	88.78
	28	930	309,245	1,018,484	999,315	914,791	277,121	3.29	91.54	30.29	89.61
	29	933	309,566	1,010,749	991,825	911,484	275,652	3.27	91.90	30.24	89.04
	30	940	310,309	999,754	980,511	905,002	276,629	3.22	92.30	30.57	89.15
	元	953	313,210	984,856	964,696	887,462	274,721	3.14	91.99	30.96	87.71
	2	960	316,088	972,335	952,507	871,443	278,165	3.08	91.49	31.92	88.00
	3	965	317,201	938,480	918,169	848,519	276,280	2.96	92.41	32.56	87.10

校、男子校の順、入学定員充足率は共学校、男子校、女子校の順となっております。これらの順序は平成24年度以降変わっていません。

また、歩留率は平成24年度は女子校、男子校、共学校の順でしたが、男子校と女子校が平成26年度、2年度、3年

度と逆転を繰り返した結果、3年度は男子校、女子校、共学校の順となりました。

集計学校数を平成24年度と比較すると、男子校が24校、女子校が32校減少したのに対し、共学校は77校増加しています。

表3 規模別の動向

入学定員区分	年度	集計学校数	入学定員A	志願者数B	受験者数C	合格者数D	入学者数E	志願倍率B/A	合格率D/C	歩留率E/D	入学定員充足率E/A
100人未満	2	61	3,944	5,819	5,743	5,258	2,685	1.48	91.55	51.07	68.08
	3	62	4,019	5,901	5,838	5,315	2,694	1.47	91.04	50.69	67.03
	増減	1	75	82	95	57	9	△0.01	△0.51	△0.38	△1.05
100人以上200人未満	2	228	34,283	61,647	60,472	56,179	27,694	1.80	92.90	49.30	80.78
	3	229	34,365	59,139	58,222	54,311	27,121	1.72	93.28	49.94	78.92
	増減	1	82	△2,508	△2,250	△1,868	△573	△0.08	0.38	0.64	△1.86
200人以上300人未満	2	374	90,637	231,755	227,829	209,495	77,041	2.56	91.95	36.77	85.00
	3	374	90,427	225,138	220,953	205,992	76,156	2.49	93.23	36.97	84.22
	増減	0	△210	△6,617	△6,876	△3,503	△885	△0.07	1.28	0.20	△0.78
300人以上400人未満	2	275	92,493	251,651	243,644	222,520	81,495	2.72	91.33	36.62	88.11
	3	275	92,628	247,513	239,766	220,129	81,723	2.67	91.81	37.13	88.23
	増減	0	135	△4,138	△3,878	△2,391	228	△0.05	0.48	0.51	0.12
400人以上500人未満	2	186	80,550	233,528	228,867	205,515	69,035	2.90	89.80	33.59	85.70
	3	183	79,166	218,831	214,538	196,297	67,230	2.76	91.50	34.25	84.92
	増減	△3	△1,384	△14,697	△14,329	△9,218	△1,805	△0.14	1.70	0.66	△0.78
500人以上600人未満	2	92	49,252	134,368	131,323	123,307	37,883	2.73	93.90	30.72	76.92
	3	92	49,213	129,230	126,178	118,343	38,230	2.63	93.79	32.30	77.68
	増減	0	△39	△5,138	△5,145	△4,964	347	△0.10	△0.11	1.58	0.76
600人以上800人未満	2	67	44,021	135,722	133,149	121,646	36,350	3.08	91.36	29.88	82.57
	3	67	44,061	128,698	125,582	114,571	35,616	2.92	91.23	31.09	80.83
	増減	0	40	△7,024	△7,567	△7,075	△734	△0.16	△0.13	1.21	△1.74
800人以上1,000人未満	2	10	8,550	26,244	25,986	22,766	6,586	3.07	87.61	28.93	77.03
	3	10	8,550	25,480	25,186	23,144	6,556	2.98	91.89	28.33	76.68
	増減	0	0	△764	△800	378	△30	△0.09	4.28	△0.60	△0.35
1,000人以上	2	3	4,660	17,297	16,657	15,964	3,318	3.71	95.84	20.78	71.20
	3	3	4,660	17,158	16,455	15,828	3,432	3.68	96.19	21.68	73.65
	増減	0	0	△139	△202	△136	114	△0.03	0.35	0.90	2.45
合計	2	1,296	408,390	1,098,031	1,073,670	982,650	342,087	2.69	91.52	34.81	83.76
	3	1,295	407,089	1,057,088	1,032,718	953,930	338,758	2.60	92.37	35.51	83.21
	増減	△1	△1,301	△40,943	△40,952	△28,720	△3,329	△0.09	0.85	0.70	△0.55

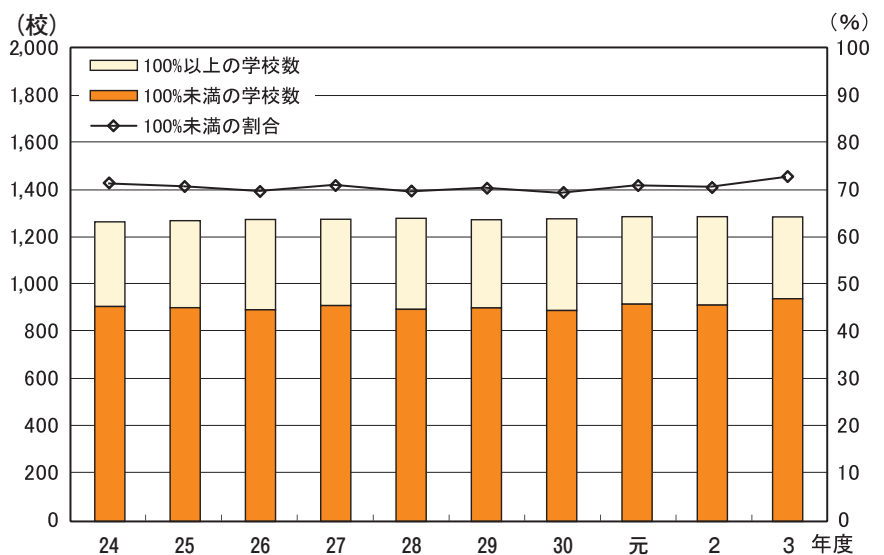
●規模別の動向(表3)
規模別において志願倍率が最も高いのは、入学定員が1000人以上の学校で、以下、800人以上1000人未満、600人以上800人未満となつていきます。一方、入学定員充足率が最も高いのは、300人以上400

人未満の学校で、以下、400人以上500人未満、200人以上300人未満の学校となっています。志願倍率の高い入学定員の区分と、入学定員充足率の高い入学定員の区分とは、必ずしも一致していません。

(注) 全国の私立高等学校を、各学校の入学定員数により区分した。

助成業務

図表 最近10年の入学定員充足状況



●最近10年の入学定員充足状況(図表)

平成24年度の入学定員充足率は100%未満の学校数は914校で、全体に占める割合は71.7%でした。その後、平成26年度を除いて、15歳人口の減少が続く中、入学定員充足率が100%未満の学校数の割合は70%前後で推移してきました。3年度は前年度より27校増加し、947校となり、全体に占める割合は2.1ポイント上昇し73.1%となりました。

問い合わせ先(私学振興事業本部)
私学経営情報センター 私学情報室
03(3)2330(7)8521~7854
Eメール portrait@shigaku.go.jp

年度	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3
100%以上の学校数(校)	360	370	384	367	387	375	390	372	376	348
100%未満の学校数(校)	914	909	900	918	902	908	897	924	920	947
合計	1,274	1,279	1,284	1,285	1,289	1,283	1,287	1,296	1,296	1,295
100%未満の割合(%)	71.7	71.1	70.1	71.4	70.0	70.8	69.7	71.3	71.0	73.1

経営実務 Q & A

私学経営情報センター 私学情報室

学校法人から私学経営情報センターに寄せられた会計処理に関する質問を、Q & A形式でまとめましたのでご参照ください。

新型コロナウイルス感染症に対する 職域接種①

Q1

新型コロナウイルス感染症ワクチンの職域接種を実施します。当法人は、附属病院を設置していないため、外部医療機関から医師等を派遣してもらいます（文部科学省資料「職域接種にかかる費用請求に関する説明会（令和3年7月28日14時30分～15時）」4頁より、「パターン2」）。

医療機関の同意を得て、接種にかかる費用として、接種1回当たり2070円（税込2277円）が直接当法人に振り込まれる場合、会計処理はどのようにすればよいでしょうか。

A1

新型コロナウイルスのワクチン接種は、予防接種法に基づき、厚生労働大臣の指示のもと、都道府県の協力により、市町村において実施するものです。職域接種は、集合契約により市町村と委託契約を結んだ医療機関が、大学等の単位でワクチン接種を行います。よって、会計処理は次のように考えられます。

（大科目）付随事業（・収益事業）
収入

（小科目）受託事業収入 など

※金額が寡少な場合

（大科目）雑収入

（小科目）任意の科目

も考えられます。

なお、附属病院を設置しており、当該病院で職域接種を実施する場合（同資料より、「パターン1」）、次のように考えられます。

（大科目）付随事業収入

（中科目）医療収入

（小科目）受託事業収入 など

新型コロナウイルス感染症に対する 職域接種②

Q2

新型コロナウイルス感染症ワクチンの職域接種を実施します。当法人は、附属病院を設置していないため、外部医療機関から医師等を派遣してもらいます（文部科学省資料「職域接種にかかる費用請求に関する説明会（令和3年7月28日14時30分～15時）」4頁より、「パターン2」）。

職域接種に当たっては、文部科学省が定める地域貢献の基準の認定を受けました。県に対し「新型コロナウイルススワクチン職域接種支援事業費補助金（※）」（接種回数×1000円を上限とした実費補助）を申請し、受領しました。会計処理はどのようにすればよいでしょうか。

※補助金の名称は、都道府県により多少異なる場合があります。

A2

支援事業（医療分）の一つとして、都道府県より職域接種促進のための支援を受けられることがあります。会計処理は次のように考えられます。

（大科目）補助金収入／経費等補助金
（小科目）地方公共団体補助金（収入）
など

食・住に対する日本学生支援機構からの 助成金

Q3

独立行政法人日本学生支援機構より、「新型コロナウイルス感染症対策助成事業」の助成金を受けました。同機構のQ & Aに「機構からの寄附金ではない」との表現がありますが、これは補助金として処理すべきでしょうか。

A3

補助金は、国又は地方公共団体及びこれに準ずる団体からの資金を原資としていますが、当該助成金は個人・企業からの寄付を原資としています。よって、会計処理は次のように考えられます。

収入…（大科目）寄付金（収入）

（小科目）特別寄付金（収入）

又は、当該助成金を受けるに当たり、学校法人は自ら寄付募集を行っていないため、次のようにも考えられます。

収入…（大科目）雑収入

（小科目）任意の科目

各学校法人の継続的な会計処理のルールに従い、適切にご判断ください。

なお、当該事業経費の会計処理は次のように考えられます。

支出…（大科目）教育研究経費（支出）
（小科目）奨学費 など

問い合わせ先（私学振興事業本部）

私学経営情報センター 私学情報室

☎03(32330)7846～7848

Eメール center@shigaku.go.jp

年金制度改革 令和4年4月施行

年金部

令和4年4月1日施行の年金制度改革
正事項をお知らせします。

老齢厚生年金の繰下げ受給

高齢期の就労の拡大等を踏まえ、高齢者が就労状況等に合わせて年金受給の開始時期を選択できるよう、繰下げ受給の制度が変わります。4年4月から、年金の繰下げ受給をする場合の上限年齢が現行の70歳から75歳に引き上げられます。

●対象者

昭和27年4月2日以後に生まれた人（本来支給の老齢厚生年金の受給権発生日が平成29年4月1日以降の人（※1））

※1 65歳より後に受給権が発生した人は、施行日の前日（4年3月31日）において70歳になっていても、受給権発生日から5年を経過していないときは対象になります。

●改正後

繰下げの上限年齢は75歳（※2）、繰下げ増加率（1か月当たり0・7%）の算出に使用する月数（待機期間）の上限は120月（10年）になります。

※2 65歳より後に受給権が発生した人は、受給権発生日から120月（10年）が上限になります。

●現行（参考）

繰下げの上限年齢は70歳（※3）、繰下げ増加率（1か月当たり0・7%）の算出に使用する月数（待機期間）の上限は60月（5年）です。

※3 65歳より後に受給権が発生した人は、受給権発生日から60月（5年）が上限です。

退職年金（退職等年金給付）の繰下げ受給

老齢厚生年金の繰下げ受給の制度の見直しに合わせて、退職年金（退職等年金給付）も、同様の趣旨で見直しが行われます。

なお、退職年金の繰下げ受給による年金額の計算は、老齢厚生年金の増額計算と異なります。

●対象者

昭和27年4月2日以後に生まれた人

●改正後

老齢厚生年金と同様、繰下げの上限年齢は75歳（65歳より後に受給権が発生した人は、受給権発生日から10年（上限）になります。

●現行（参考）

繰下げの上限年齢は70歳です（65歳より後に受給権が発生した人の場合も繰下げの上限年齢は70歳です）。

繰上げ受給の減額率の変更

繰上げ受給とは、本来の年金支給年齢より早く減額された老齢厚生年金を受給することをいいます。

4年4月1日以降に60歳に到達する人（昭和37年4月2日以後生まれ）を対象として、繰上げ受給の減額率が1か月当たり0・4%（最大24%）に引き下げられます。

なお、4年3月31日以前に60歳に到達する人（昭和37年4月1日以前生まれ）の減額率は、従来どおり1か月当たり0・5%（最大30%）です。

退職等年金給付における脱退一時金制度の創設

短期在留の外国人は、退職等年金給付の年金額が少額であると定期支払の送金に不都合が生じている等の状況から、厚生年金保険に即して脱退一時金の制度が設けられます。

●受給要件

次の①～⑤の要件をすべて満たした場合、請求し受給することができます。

- ①日本国籍を有しないこと
- ②平成27年10月以降の加入者期間が引き続き1年以上あって退職していること

こと

- ③退職等年金給付の請求を行っていないこと
- ④厚生年金保険の脱退一時金を請求していること
- ⑤職務障害年金の受給権を有したことがないこと

●請求方法等

詳細は後日、私学共済ホームページに掲載する予定です。

60歳から64歳の在職支給停止基準額の変更

4年4月より、60歳から64歳の特別支給の老齢厚生年金を対象とした在職支給停止基準額が28万円から47万円に緩和されます。

なお、65歳以上の在職支給停止については、現行の基準額（47万円）から変更ありません。

※在職中の年金の支給停止の概要は8頁を参照してください。

加給年金額支給停止要件の変更

加給年金額は、老齢厚生年金や障害厚生（共済）年金に加算されます。

●現行

加算の対象者となる配偶者が次の①②いずれかの年金を受給している場合、当該加給年金額は支給停止されません。

- ①年金の算定期間が20年以上（※4）

である老齢・退職を事由とする年金
②障害を事由とする年金

※4 算定期間が20年未満であつても、加入期間を合算する要件に該当し20年以上となる場合や、特例により20年とみなされる場合を含みます。

●改正後

4年4月以降、配偶者が①の年金の受給権を有している場合、支給の有無にかかわらず、加給年金額は支給停止されることとなります(②の年金の支給を受ける場合の加給年金額の支給停止要件には変更ありません)。

●経過措置

4年3月時点で加給年金額の支給があり、配偶者の①の年金が全額支給停止(申し出による支給停止を除きます)されている場合に限り、4年4月以降も引き続き加給年金額が支給されます。

年金担保貸付の廃止(終)

私学事業団が支給する年金を担保とした日本政策金融公庫の融資(以下「年金担保貸付」といいます)については、4年3月末をもって申込受付が終了となります。

4年3月末までは、従来どおり年金担保貸付の申し込みが可能です。

すでに年金担保貸付を受けている人についても、返済期間及び返済方法は従来どおりです。4年3月末時点で

残っている借入額を繰り上げて返済する必要はありません。

4年4月以降、家計の支援が必要な人は、お住まいの地域の自立相談支援機関等に相談してください。

また、一定の条件を満たす人は、社会福祉協議会が実施する「生活福祉資金貸付制度」を利用することができま

す。詳細は、各機関にお問い合わせください。

在職中の年金の支給停止

年金部 年金第二課

在職支給停止の概要

老齢厚生年金・退職共済年金の受給権者が在職中である場合、年金に支給停止がかかることがあります。

●支給停止の基本的な考え方

「総報酬月額相当額」(※1)と「基本月額」(※2)が、基準額(※3)を超えた場合に、超えた額の2分の1に相当する額が支給停止となります。

※1 在職支給停止計算の対象となる月の標準報酬月額と、その月以前1年間の標準賞与額の総額を12で除して得た額の合計です。

※2 年金の報酬比例部分又は給与比例部分を12で除した額です。

※3 65歳未満は28万円(前頁のとおり、4年4月からは47万円)、65歳以上は47万円(令和3年度の基準額)です。

「総報酬月額相当額」と支給停止額の変更月

●標準報酬月額の改定

定年等による再雇用の際に、学校法人等が報酬月額の変動を私学事業団に報告するには、次の①②の方法があります。

①「標準報酬月額改定」：報酬が原則

2等級以上増減した月から3か月間の報酬月額の平均を基に、4か月目に標準報酬月額が改定されるもの

②「即時改定」：60歳以上で定年等により退職し、一日の空白もなく再雇用により報酬が変わったときに、本人が希望した場合、再雇用の月から標準報酬月額が改定されるもの

①②どちらの改定となるかにより、標準報酬月額が改定される時期が異なるため、支給停止がかかる時期も異なります。

また、過去1年間の賞与の支給の有無や額の変動によっても、支給停止額が変更となる場合があります。

●よくある質問

Q 再雇用により報酬が大幅に下がりました。

下がった月から年金の支給停止額が変わらないのはなぜですか。

A 支給停止額は「総報酬月額相当額」の算出に必要な標準報酬月額が改定された月に再計算されるため、改定月と報酬が下がった月が同じではない場合があるからです。

職域相当部分の支給停止

経過的職域加算額、退職共済年金の職域相当部分は、私学に在職中の場合、報酬等の額によらず支給停止となります。

被扶養者の特定健康診査の受診勧奨

福祉部 保健課

被扶養者の特定健康診査の受診券は、学校法人等を通して加入者に配付しています。加入者には、必ず被扶養者に渡すよう説明してください。

令和3年度分の特定健康診査受診券の有効期限は、4年3月31日です。

2年度分の特定健康診査の実績では、受診券を使用した被扶養者は2万6300人で、実施率は29.3%でした。

特定健康診査は、生活習慣による病気のリスクを発見し、予防に役立てることのできる健診です。

学校法人等からも受診を勧奨していただき、加入者とともに被扶養者の健康づくりにご協力をお願いします。

加入者資格と掛金等にかかる改正 令和4年10月施行

業務部 資格課、掛金課

資格関係

①厚生年金の適用除外要件の見直し

2か月以内の期間を定めて雇用される人であっても、その定められた期間を超えて雇用される見込みがある場合、最初の雇用期間を含めその使用される期間の当初から厚生年金が適用されます。

②被用者保険にかかる短時間労働者への適用拡大

短時間労働者の適用について段階的（4年10月・6年10月）に見直し、その拡大が図られます。

・現行「500人を超える」とされている企業規模要件は、4年10月から「100人を超える」に引き下げられます。

・短時間労働被保険者の勤務期間要件から「雇用期間が継続して1年以上見込まれること」が削除されます。

これにより、通常の労働者と同様に「2か月を超える（超えることが見込まれる場合を含みます）」ことが要件となります（前記①参照）。

注 私学共済制度において、①②は政令で定められる予定です。

③短期給付等事務にかかる標準報酬月額表の改正

短期給付にかかる標準報酬月額表が改正されます。これにより、年金等給付における標準報酬月額の等級にずれが生じることになります。

掛金関係

①健康保険法等の改正に伴う育児休業中の掛金等免除要件の見直し

・月途中で短期間（14日以上）の育児休業を取得した場合においても、当月の報酬分掛金等が免除されます。
・賞与等にかかる掛金等は、1か月を超える育児休業を取得した場合に限って免除されます。

②育児・介護休業法の改正に伴う育児休業制度の見直し

・これまで原則1回しか取得できなかった育児休業が、分割して2回まで取得可能となります。

・「出生時育児休業」が新設され、子の出生後8週以内に4週間（2回に分割可能）まで取得可能となります。

※詳細は、1月調定分掛金等納付通知書（2月12日発送）に同封の通知文をご覧ください。

地銀・第二地銀の 手数料有料化

業務部 掛金課
福祉部 貯金・貸付課

地銀、第二地銀の窓口から私学事業団へ納付通知書等を使用して払い込んだ場合は、静岡銀行及び東日本銀行を取りまとめ金融機関としています。令和3年度に入り、両銀行から現在の取引内容での業務継続は困難であるとの申し出があり、以後、協議を続けてきましたが、遺憾ながら取引内容を変更せざるを得ない結果となりました。

ついては、4年4月以降に地銀、第二地銀の本支店窓口で納付通知書等を使用して私学事業団へ払い込む際に、銀行所定の手数料が必要となります。

手数料の金額等の詳細は、各金融機関窓口にお問い合わせください。

●口座振替をご利用ください

掛金等又は貸付金定期償還金の口座振替は、どの金融機関でも手数料は無料です。まだ口座振替を利用していない場合は、この機会に口座振替への変更をご検討ください。

手続きに必要な「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」は本事業団又はガーデンパレス共済業務課に電話又はFAXで請求してください。なお、掛金等と貸付償還金は申込書が別ですので、それぞれ提出してください。
※積立貯金は口座振替ができません。

令和4年2月発行 「私学共済事務担当者へのお知らせ」の発送

広報相談センター 相談班

本誌令和3年5月号でご案内したとおり「私学共済事務担当者へのお知らせ」（以下「お知らせ」といいます）を4年2月7日に全学校法人等宛てに発送します。「お知らせ」には、次の事項を掲載しています。

- ・法律改正事項
- ・取り扱い変更事項
- ・注意喚起事項等
- ・共済業務スケジュール（2月～3月）

※2月中旬に、私学共済ホームページ（事務担当者用ページ）に「お知らせ」のデジタル冊子の掲載を予定しています。

令和4年度第1回 私学共済 事務担当者連絡会の開催中止

広報相談センター 相談班

令和4年度第1回 私学共済事務担当者連絡会は、新型コロナウイルス感染症に配慮し、中止となりました。

3年度と同様に、「私学共済事務担当者へのお知らせ」を送付する予定です。詳細が決まり次第、本誌でお知らせします。

資格取得・資格喪失報告書の事前受付

業務部 資格課

毎年4月は、3月31日付けの退職や4月1日付けの採用による報告が集中します。加入者証等ができるだけ早く交付するため、私学事業団では、各種報告書等の「事前受付」を開始します。ぜひご利用ください。なお、この時期は電話が非常に混み合うため、加入者番号や被扶養者認定を確認するための照会は、書類提出から2週間経過後にお願いします。

事前受付の対象となる報告書等

事由と発生日	対象となる報告書等
3月31日付けの退職	「資格喪失報告書 DL」 「任意継続加入者申出用資格喪失報告書 DL」
4月1日付けの採用 所属学校変更 被扶養者認定※3	「資格取得報告書 DL」(短時間労働加入者用も含みます)※1 ・新規資格取得 ・継続資格取得 ・再資格取得※2 「所属学校等変更報告書 DL」 「被扶養者認定申請書」※3

- ※1 電子媒体での報告も可能です。ただし、短時間労働加入者用は除きます。
- ※2 任意継続期間(2年間)満了前の再資格取得は対象外です。
- ※3 資格取得と同時に申請の場合に限ります。

- 「資格取得報告書DL」提出上の注意
 - ① 学校記号番号は、誤りのないよう十分注意して記入してください。
 - 記入を誤ると、教職員等の個人情報(氏名、住所、報酬月額等)が記載された通知等が別の学校法人等に送付されてしまう事故につながります。
 - 私学事業団では、「事務連絡先電話番号」欄に記入された電話番号と本事業団に登録されている学校記号番号の電話番号を突合し、別の学校法人等への登録を防いでいます。
 - 「事務連絡先電話番号」欄には、必ず本事業団へ登録している電話番号を記入してください。
 - 資格取得する人の私学共済制度の加入履歴を確認し、「1. 新規資格取得」、「2. 継続資格取得」、「3. 再資格取得」の該当する番号を○で囲んでください。
 - ③ 基礎年金番号は正確に記入してください。

- ④ 基礎年金番号を持っていないときは、必ずその理由を記入してください。
- ※日本国内に居住している20歳以上の人には、基礎年金番号が付番されています。
- ④ マイナンバーは学校法人等が確認し、正確に記入してください。
- ※マイナンバーの確認書類は添付しないでください。
- 注 「被扶養者認定申請書」の基礎年金番号・マイナンバー欄も必ず正確に記入してください。
- ⑤ 書類不備により返送等された場合は、処理が遅れるため、加入者証等の交付が遅くなります。
- ⑥ 継続資格取得者の資格取得処理は、前任校の資格喪失が確認できるまで保留となります。前任校の資格喪失が確認でき次第、加入者証等を交付します。
- ⑦ 継続資格取得の加入者に、前任校ですでに認定された被扶養者がいるときは、自動的に被扶養者として認定し、加入者被扶養者証を交付します。この場合、「被扶養者認定申請書」の提出は不要です(前任校が丙種校の場合を除きます)。

- 報告内容の訂正
 - ① 事前受付の報告書の内容に誤りがあったときは、必ず該当する訂正申出書により手続きをしてください。なお、訂正の処理は4月1日以後に行います。
 - ② 「任意継続加入者申出用資格喪失報告書DL」を提出した後に再就職が決定し、資格喪失日(退職日の翌日)から他の健康保険又は共済組合に本人として加入した場合は、「任意継続加入者資格取得取下げ申出書」が必要となります(用紙は本事業団へ請求してください)。
 - 加入者証等の取り扱い
 - ① 加入者証等は3月中に学校法人等に届いた場合でも、4月1日以後に該当者にお渡しください。事由発生日前の加入者証等を医療機関等に提示すると、無資格受診となります。
 - ② 3月31日退職者は、退職日まで加入者証等を使用して保険診療を受けることができます。加入者証等は退職後直ちに回収し、返納してください。
 - ③ 「資格取得報告書DL」と「被扶養者認定申請書」を同時に提出した場合でも、被扶養者の認定処理に時間がかかり、加入者本人の加入者証のみが先に送付される場合がありますので、ご了承ください。
 - ④ 報告内容の訂正をした場合は、訂正処理後に正しい内容の加入者証等を送付しますので、訂正前の加入者証等は返納してください。正しい内容の加入者証等の発送は4月1日以後となります。

私学共済制度の加入者資格 Q & A

業務部 資格課

Q1 個人の意思等で加入や脱退を決めることはできますか。

A1 私学共済制度の加入者資格は法令で定められたものであり、一定の加入者資格を満たすときは、必ず加入することになります（強制加入）。

このため、個人の意思等で加入しないことや、途中でやめること、短期給付や年金等給付のどちらか一方のみを選択して加入することはできません。

Q2 非常勤やパート等で採用した人については、加入者としなくてよいですか。

A2 私学共済法上の「教職員等」とは、「学校法人等に使用される者で学校法人等から報酬を受けるもの（私学共済法第14条）」とされており、採用形態や職種等で区別されません。

正規雇用でない「非常勤」、「パート」、「アルバイト」等の採用であっても、加入者資格を満たすときは、必ず資格取得の手続きをしてください。

Q3 非常勤やパートで短い時間だけ勤務する人を採用した場合は、短時間労働加入者として加入手続きすればよいですか。

A3 通常加入者とならないパートや非常勤職員であっても、短時間労働加入者の要件を満たすときは短時間労働加入者として私学共済制度の適用となります。

ただし、学校法人等全体で500人を超える規模がある「特定学校法人等」又は「特定学校法人等」以外の学校法人等で、労使の合意を得て学校法人等单位で短時間労働者を私学共済の適用とする申し出を行った「任意特定学校法人等」である場合に限りません。

※令和4年10月からの取り扱い変更は、9頁を参照してください。

Q4 法人職員や収益事業部門に所属している職員、学校法人等が設置する保育園の職員も加入できますか。

A4 前述のとおり、私学共済法上の「教職員等」とは、「学校法人等に使用される者で学校法人等から報酬を受けるもの」とされています。学校法人等内のどの部門に配属されているかによって、加入者資格の有無を区別するものではありません。

なお、付随事業や収益事業を開始したとき、幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行したときは、本事業

団に届け出が必要です。

Q5 外国籍の教職員は加入できますか。

A5 国籍による加入制限はありません。加入者資格を満たすときは、必ず資格取得の手続きをしてください。

なお、社会保障協定を締結した相手国から日本に派遣された外国人等を採用したときは、私学共済制度の適用の一部又は全部が免除されます。

Q6 加入者が休職する場合、加入者資格を喪失することになりますか。

A6 産前産後休業や育児休業・介護休業を取得するときは、学校法人等からの報酬を受けなくても加入者資格が認められます。

また、「公務員の場合における休職の事由」に相当する休職であるときは、実態として当該学校法人等との間に、常用的な使用関係が認められる場合、報酬の支給の有無にかかわらず加入者資格を維持します。

ただし、常用的な使用関係が終了したものと認められるときは加入者資格を喪失します。

例えば、病気で休職をしている人に対し報酬が支給されない期間が一時的であり、使用関係が存続していると認められる場合は、加入者資格を継続します。

しかし、復職する見込みがないことが明らかな場合は加入者資格を喪失します。

学校の設置・変更等をしたときの手続き

業務部 資格課

学校法人等が新たに学校を設置したとき（※）や、私学共済に加入している学校法人等が法人情報（代表者や法人所在地等）や学校情報（学校所在地や連絡先住所等）を変更したときは、「学校法人等異動報告書D」により届け出が必要です。

※付随事業や収益事業を開始したとき、幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行したときを含みます。

●新設・休校・廃校・設置者の変更をする場合

所轄庁の認可書の写し、変更後の寄附行為の写しを添付してください。

●代表者・住所（法人・学校・連絡先）等の変更をする場合

原則添付書類は不要です。複数の学校を設置している学校法人等が法人情報を更新するときは一括して処理しますので代表校から報告してください。

学校情報の変更は、学校番号ごとに報告してください。手続きが遅れると加入者証等の交付に時間を要したり、私学事業団からのお知らせ等が届かなかつたりすることがありますので、速やかに手続きをしてください。

なお、設置状況により必要書類が異なることがあります。詳細は、私学共済ホームページを参照してください。

任意継続加入者制度のご案内

業務部 資格課、掛金課

退職の日まで引き続き1年と1日以上加入者であつて、かつ75歳未満の人は、2年を限度として任意継続加入者となることができません。

●利用できる事業

●短期給付事業……加入者期間中と同様です。資格喪失後の傷病手当金や出産手当金の要件に該当している場合を除き、休業給付は請求できません。

●福祉事業……貸付けと積立貯金等以外は、利用できません。

※年金等給付は継続加入できません。60歳未満の人は市区町村で国民年金の加入手続きをしてください。

●加入の要件

退職の日まで引き続き1年と1日以上加入者であつた人

次の場合は加入できません。

●4月1日に採用し翌年3月31日に退職した

●退職前1年以内に任意継続加入者であつた

●退職時に75歳以上である

●加入できる期間

退職日の翌日から最長2年間

ただし、75歳の誕生日からは後期高

齢者医療制度の適用となるため、2年の満了前でも自動的に資格喪失します。

●加入の申し出手続き

退職の日から20日以内に、学校法人等を通して「任意継続加入者申出用資格喪失報告書」を提出してください。

3月31日退職者に限り「事前受付」（10頁参照）を利用できます。

※任意継続掛金と国民健康保険の保険料を比較する場合、離職の理由（解雇・雇止め等）や前年の所得の額によって国民健康保険料が軽減されることがあります。詳細は、市区町村にお問い合わせください。

●加入の申し出の注意点

健康保険制度では、加入する制度に優先順位があるため、任意継続加入申出後に、退職日の翌日から他の健康保険等へ被保険者（本人）として加入する場合は、任意継続の取り下げとなります。

他の健康保険等の被扶養者や国民健康保険に加入する場合は、任意継続加入が優先されるため、申し出を取り下

げることはできません。任意継続加入者として加入し、掛金を納付した後に資格喪失の手続きが必要となります。

●任意継続加入者証等の送付

任意継続加入の資格取得処理後、届け出住所宛に「任意継続加入者証」、「任意継続掛金納付通知書」及び「任意継続加入者のしおり」等を送付します。在職中の「加入者証」、「加入者被扶養者証」及び「限度額適用認定証」や「高齢受給者証」等は必ず学校法人等が回収し返納してください。

●任意継続期間中の掛金

任意継続期間中は、任意継続掛金（40歳以上65歳未満は介護分掛金を含みます）を全額自己負担します。掛金額は、退職時の標準報酬月額又は標準報酬月額の上限額（令和4年4月以降38万円）のうちいずれか少ない額を基に算出されます。

●任意継続掛金の納付方法

納付方法は、口座振替又は納付通知書（※）による毎月納付・半期ごとの前納・年度末までの一括前納があり、前納には割引が適用されます。

口座振替（毎月28日振替）を選択した人には「任意継続加入者証」等の送付時に「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書（3枚組）」と納付通知書を同封しますので、別途手続きをし

てください。口座振替の開始月は、手続き完了後に送付する「任意継続掛金口座振替開始について（連絡）」に記載してあります。それまでは納付通知書で払い込んでください。

納期限までに掛金の払い込みがない場合は、任意継続加入者の資格喪失又は資格取得の取り消しとなります。

払い込みがなく保険診療を受けていた場合、無資格受診となります。

任意継続加入の資格取得月と同月内に75歳に到達したときや、同月内に他の健康保険等に加入し、途中で任意継続の資格を喪失したときでも、その月の掛金は払い込まなければなりません。

※4年3月から、任意継続掛金の納付通知書はうちよ銀行専用紙となります（本誌1月号参照）。

●脱退（資格喪失）の手続き

任意継続加入期間が2年満了したときや、75歳に到達したときは、自動的に資格喪失します。

次の①②いずれかの場合は、「任意継続加入者資格喪失申出書」の提出が必要です。

①2年満了前に、国民健康保険（医師国保なども含みます）への加入や、健康保険等の被扶養者になることを希望するとき（切り替えた月の前月末までに提出が必要）

②健康保険の適用がある職場に再就職したときや加入者が死亡したとき

貸付金の償還

3月31日退職者の場合

福祉部 貯金・貸付課

貸付けを利用している加入者（借受人）が退職等により資格喪失する場合は、最終の定期償還の他、任意償還又は即時償還により、貸付金残額を償還することとなります。

学校法人等は償還額を借受人の退職手当等から控除するか、借受人から受領し、償還期限までに私学事業団へ払い込んでください。退職手当等から控除せず償還の遅滞があったときは、学校法人等に貸付制限をすることがあります。

今回は3月31日退職者の定期償還・任意償還・即時償還の事例を説明します。本誌1月号も併せて確認してください。

※定期償還を口座振替している学校法人等も、任意償還や即時償還は「払込取扱票」での払い込みとなります。

定期償還

3月分の「貸付金定期償還等通知明細書」は3月中旬に学校法人等へ送付します。借受人の給与等から償還額を控除し、学校法人等が本事業団へ払い込んでください。

住宅貸付の団体信用生命保険制度の

加入者は、資格喪失が確認されるまでの間（定期償還している間）は保障が適用されるため、保険料充当金の支払いも必要です。

任意償還の手続き（在職中の償還）

借受人が3月15日（必着）までに「貸付金任意償還・団信制度脱退申出書DL」で全部任意償還を申し出れば在職中に元金残を金額任意償還できます。

この場合、最終の定期償還月は3月（定期償還期限は4月6日）となり、3月定期償還後の元金残が全部任意償還額（貸付日が2日の場合、任意償還期限は4月1日）となります。3月定期償還後の元金残は「貸付金定期償還等通知明細書（3月分）」の【貸付金元金残】欄で確認できます。

償還額を記載した「貸付金任意償還通知書」と「払込取扱票」は、3月8日〜20日頃に学校法人等へ順時発送します。

払い込みが任意償還期限を過ぎると利息が発生します。

任意償還申出書は、償還期限までに確実に払い込みできる場合に提出してください。

即時償還の手続き（退職後の償還）

「資格喪失報告書DL」を提出すると即時償還となり、資格喪失処理後、自動的に学校法人等へ「貸付金即時償還通知書」と償還期限の異なる複数枚の「払込取扱票」を送付します。

即時償還の最終の償還期限は、即時償還通知書の交付日から60日後となります。

払い込みが即時償還期限を過ぎると、償還期限の翌日から払込日まで、1日当たり0.03%の延滞金が発生します。

例1 事前受付で3月上旬までに「資格喪失報告書DL」を提出し、4月1日に即時償還通知書が交付されたとき

最終の定期償還月は3月（定期償還の償還期限は4月6日）となります。

即時償還通知書等は4月初旬に発送（即時償還の償還期限は5月30日）します。

※「資格喪失報告書DL」の提出期限は事由発生後10日以内ですが、3月31日退職の「資格喪失報告書DL」は3月1日から事前受付を行います（10頁参照）。

※事前受付で3月中旬以降に「資格喪失報告書DL」を提出した場合、最終の定期償還は4月（定期償還の償還期限は5月6日）、即時償還通知書等は4月15日以降に発送となる場合があります。

最終の定期償還月を3月とするためには「資格喪失報告書DL」を3月上旬までに提出してください。

例2 退職後、4月初旬に「資格喪失報告書DL」を提出し、4月15日に即時償還通知書が交付されたとき

最終の定期償還月は4月（定期償還の償還期限は5月6日）となります。

即時償還通知書等は4月15日以降に発送（即時償還の償還期限は6月13日）します。

再雇用等により加入者資格を喪失せず、退職手当等を支給するとき

住宅貸付の借受人に退職手当等を支給するときは、学校法人等はその支給額を控除して、即時償還に充てなければなりません。詳細は、「令和3年版事務の手引」961〜962頁をご確認ください。

また、住宅貸付以外の貸付けでも、将来の負担を軽減するため、任意償還を検討するよう案内してください。

全部任意償還・即時償還の試算

私学共済ホームページ「事務担当者用ページ」▼福祉事業関係▼貸付け償還額の試算で全部任意償還や即時償還の試算画面がダウンロードできます。

一部試算できない場合がありますので注意してください。

共済業務

共済事業本部

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5

☎03(3813)5321(代表)

電話照会の際は、学校記号番号、加入者番号が確認できるものをお手元にご用意ください。

任意継続加入者への掛金納付通知書等の送付

1 令和4年3月中に任意継続加入期間が満了する人

3月上旬に、「任意継続加入期間満了のお知らせ」と国民健康保険等へ加入する際に必要となる「資格証明書」を任意継続加入者の届け出住所宛てに送付します。

2 4年4月以降引き続き任意継続加入期間のある人

3月上旬に4年度分の「任意継続掛金納付通知書」（今回からゆうちょ銀行専用紙となります）を任意継続加入者の届け出住所宛てに送付します。口座振替の人には掛金額のお知らせのみ通知します。

3 4年度中に満75歳になり、後期高齢者医療制度の対象となる人

75歳の誕生日（資格喪失日）の属する月の前月分までの「任意継続掛金納付通知書」を送付します。75歳の誕生日以降は、広域連合に後期高齢者医療制度の保険料を納付することになります。

なお、誕生月の前月に事前連絡書及び75歳未満の被扶養者が国民健康保険等に加入する際に必要となる「資格証明書」を任意継続加入者の届け出住所宛てに送付します（「資格証明書」は、被扶養者の有無にかかわらず、すべての人に送付します）。

【業務部 資格課、掛金課】

私学共済ホームページ 【事務担当者用ページ】のご案内

●パスワードを令和4年3月から変更します

私学共済ホームページ【事務担当者用ページ】に設定しているログインパスワードを3月1日（火）から変更します。ユーザー名に変更はありません。

●事務担当者用ページをご活用ください

共済業務の事務に関する情報を時機に応じて掲載していますので、業務の一助として活用してください。

【主な掲載内容】

共済業務スケジュール、事務担当者の基礎知識、資格関係（電子媒体での申請、療養資格証明書など）、年金関係、福祉事業関係（特定健康診査・特定保健指導など）、私学共済制度の刊行物 【広報相談センター 広報班】

フィンランドとの社会保障協定の発効

令和4年2月1日に日本とフィンランド共和国両国の社会保障制度の二重加入防止を目的とした社会保障協定が発効されました。手続きについては、直接私学事業団にお問い合わせください。

※フィンランドを含め、社会保障協定の詳細は、日本年金機構のホームページ【社会保障協定】（<https://www.nenkin.go.jp/>）を参照してください。

【業務部 資格課、年金部 年金第一課】

被扶養者認定申請の必要書類チェックをご利用ください

被扶養者認定申請には、「被扶養者認定申請書」の他に添付書類が必要となります。私学共済ホームページ【加入者資格と掛金等】に添付書類を確認できるフローチャート式チェックシートを掲載していますので、ぜひご利用ください。

【業務部 資格課】

2月の共済業務スケジュール

2日(水)	貸付 送金
6日(日)	貸付 1月分定期償還期限
10日(木)	貯金 払込期限（必着）
15日(火)	貸付 3月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り
21日(月)	貯金 送金
22日(火)	貸付 送金
25日(金)	貯金 払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り
28日(月)	掛金等 1月調定分口座振替（自振校のみ）
	掛金等 1月調定分納期限
	貸付 2月分定期償還口座振替（自振校のみ） 貸付 3月22日送金申し込み締め切り

3月の共済業務スケジュール

1日(火)	資格 事前受付開始
2日(水)	貸付 送金
6日(日)	貸付 2月分定期償還期限
10日(木)	貯金 払込期限（必着）
15日(火)	貸付 4月4日送金申し込み・任意償還申出締め切り

INFORMATION

〔月報私学〕はホームページにも掲載しています

私学事業団ホームページ <https://www.shigaku.go.jp/>

助成業務 https://www.shigaku.go.jp/s_home.htm

共済業務 <https://www.shigakukyosai.jp/> (私学共済ホームページ)

人事異動

(令和4年1月1日付)

次のとおり発令されましたので、お知らせします。

◆役員

○理事長

再任 清 家 篤

○理事

再任 舟 橋 徹

再任 齊 藤 修

再任 小 瀬 孝 雄

再任 小 谷 隆 之 和

再任 小 松 弘 和

○理事 (非常勤)

再任 小 野 祥 子

再任 近 藤 彰 郎

再任 高 柳 元 明

◆運営審議会委員

退任 長谷山 彰

(令和3年12月31日付)

新任 田 中 愛 治

再任 江 上 節 子

再任 北 山 禎 介

再任 関 口 修 郎

再任 橋 本 五 直

再任 吉 田 仁 晋

◆共済運営委員会委員

退任 市 川 智 子

退任 杉 崎 芳 子

(令和3年12月31日付)

新任 阿 河 久 志

新任 和 泉 巧 毅

再任 安 達 毅 江

再任 岩 井 絹 江

再任

再任

再任

再任

再任

再任

再任

再任

再任

再任

再任

再任

再任

再任

再任

再任

再任

再任

奥 田 吾 朗

小 澤 俊 通

神 本 忠 夫

川 上 裕 美 子

権 丈 英 子

公 江 光 茂

小 林 光 俊

嵯 峨 本 純 一

坂 高 岡 淳 郎

谷 岡 一 泰 之

戸 谷 村 万 里 子

中 西 村 方 邦 一

平 方 里

茂 里

里

方 里

里

里

助成業務

私学振興事業本部

〒102-8145

東京都千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

助成業務の貸付金にかかる償還のご案内 (令和4年3月分)

助成業務の貸付金にかかる元金・利息の償還については、契約締結後に送付した「償還年次表」及び後日送付する「貸付金返済期日のご案内(払込通知書)」を参照のうえ、払込指定期日までに私学事業団指定口座に入金してください。

払込指定期日を過ぎますと、その翌日から支払日(本事業団の口座に入金された日)までの期間について、延滞金が発生しますのでご注意ください。

また、償還金の振り込みに当たっては、次の点に留意してください。

- ① 「貸付金返済期日のご案内(払込通知書)」の「振込依頼書」を使用し、「電信扱い」にしてください。
 - ② インターネットバンキング等を利用する場合は、「振込依頼書」に記載の法人番号と法人名を通信欄に入力し、お振り込みください。
 - ③ 償還金は、設置学校ごとに分割して振り込まず、必ず「学校法人単位」で一括してお振り込みください。
- ※私学事業団ホームページ〔助成業務のご案内▶融資▶貸付金にかかる返済について(令和4年3月分)〕も併せてご覧ください。

【融資部 融資課】

☎03(3230)7871~7873

Eメール yushi@shigaku.go.jp

受配者指定寄付金

寄付金配付申請書類の受け付け

令和3年度の寄付金配付申請については、3月7日(月)を締切(必着)とします。年度内に寄付金の配付(送金)を必要とされる場合は、期限までに配付申請書類の提出をお願いいたします。配付の対象となる寄付金は、原則として、受領書が発行された寄付金の範囲内となっておりますのでご注意ください。

寄付金受領日は、寄付金が私学事業団に着金した日付となりますが、3月末は寄付金の受け入れが集中するため、受領書発行にお時間を要しますことをあらかじめご了承ください。

なお、寄付金の入金は、原則学校を経由して行っていただいております。寄付者の決算日などの都合により、やむを得ず寄付者から本事業団へ直接寄付金の入金をする必要がある場合には、入金トラブル防止の観点から、必ず事前にご相談くださいますようお願いいたします。

【助成部 寄付金課】

☎03(3230)7317・7318

Eメール kifukin@shigaku.go.jp

「私学情報資料室」のご案内

私学事業団九段事務所1階の「私学情報資料室」では、大学・短期大学法人の規程集などを学校法人のご協力により収集し、経営相談業務に活用させていただいております。また、各学校法人の相互利用の観点から、規程の改正などの参考として学校法人の役職員を対象に閲覧に供していますので、ご活用ください。

【私学経営情報センター 私学情報室】

☎03(3230)7846~7848

Eメール center@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

私学共済ホームページから宿泊予約ができます。
<https://www.shigakukyosai.jp/>

湯河原 ^{しき}敷 ^{しま}島 ^{かん}館

〒259-0314 神奈川県足柄下郡湯河原町宮上745 ☎0465(63)3755
 JR「湯河原駅」から「奥湯河原」行き又は「不動滝」行きバスで15分「美術館前」下車、すぐ前

お刺身コース

2月初旬から3月初旬にかけて湯河原梅林は約4,000本の紅梅・白梅の香りに包まれます。梅林散策の後は、敷島館自慢の温泉（源泉掛け流し）でゆっくりとお過ごしください。

1泊2食(1名様) 13,600円～

取扱期間：通年(盆休み・年末年始を除きます)
 ※2名様以上、3日前までにご予約ください。
 ※会席コース(12,100円～)のお刺身を「旬の盛り合わせ」にした宿泊プランです。



(3人前、イメージ)



湯河原梅林 (画像提供：湯河原温泉観光協会)

葉山 ^{そう}相 ^{よう}洋 ^{かく}閣

〒240-0116 神奈川県三浦郡葉山町下山口2040-1 ☎046(875)7300
 JR「逗子」駅前バスターミナル②番乗り場からバスで「長者ヶ崎」下車、徒歩3分

葉山プラン

空気が澄んで遠方まで望めるこの季節は、海水温の低下により海の色も鮮やかになります。冠雪した富士山と海が織りなす「青」のコントラストを葉山「相洋閣」でお楽しみください。

1泊2食(2名1室/1名様) 10,000円

取扱期間：通年(夏期、年末年始を除きます)
 ※2名様よりご予約を承ります。



相洋閣から望む富士山

融資事業のご案内

詳細は私学事業団ホームページをご覧ください
https://www.shigaku.go.jp/s_yushi_menu.htm

幼稚園・認定こども園に対する 融資条件が一部優遇されます

待機児童問題の解消、安心して子どもを預けられる環境整備を後押しするため、令和4年度の私立幼稚園・認定こども園を対象とする私学事業団の融資について、融資条件が一部優遇されます。

☆ 融資率の優遇

園舎等の建築、土地購入 事業費の80%以内 → **95%以内**
 園舎等の改修 事業費の75%以内 → **95%以内**

☆ 資産査定額の優遇

(直近決算の)純資産の部合計額 × 30%
 → (直近決算の)純資産の部合計額 × **40%**

※上記以外にも融資条件があります。詳しくはホームページをご覧ください
 部融資課までお問い合わせください。

※所定の審査により、ご希望に添えない場合がございます。

■ 主な事業と融資金利 (令和4年1月現在)

主な事業内容	返済期間 (据置年数含む)			
	30年以内	20年以内	10年以内	6年以内
校(園)舎などの建築・用地取得	年% 0.90	年% 0.60	年% 0.32	年% 0.403
寄宿舎などの建築・用地取得	1.00	0.70	0.42	—
園バスや備品などの購入	—	—	0.32	(5.5年以内) 0.302

※返済期間が30年以内(21年以上)の融資は、原則として融資契約額が10億円以上の場合にご利用いただけます。また、木造建築については、対象となりません。
 ※金利は毎月見直しています。なお、金利は融資契約時点の金利が適用され、償還完了までの固定金利となります。

問い合わせ先(私学振興事業本部)

融資部融資課 ☎03(3230)7862~7868
 Eメール yushi@shigaku.go.jp